

鳥取県告示第632号

平成15年鳥取県告示第382号(振動規制法による地域の指定及び規制基準について)の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域 米子市、倉吉市、境港市、 <u>八頭郡八頭町</u> 及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域	1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域 米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域
2 略	2 略

- 2 八頭郡八頭町に係る別図を次のとおり加える。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び八頭町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)